

## 第6章 環境影響要因の把握

(空白)

## 第6章 環境影響要因の把握

### 6.1 環境影響要因の把握

対象事業の特性をふまえ、対象事業の実施により環境に影響をおよぼす恐れがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を表 6.1-1 に示すとおり抽出した。

表 6.1-1 環境影響要因

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事中	工事の実施	造成等の施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の伐採、掘削、地盤改良、整地を行う。</li> <li>・ 工事に敷地内に降った雨水の敷地外への排水</li> </ul>
		建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に伴う建設機械の稼働</li> </ul>
		資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事に必要な資材等の運搬車両の走行</li> <li>・ 建設廃棄物の搬出</li> </ul>
存在・供用時	土地及び工作物の存在及び供用	敷地及び構造物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物・煙突等の施設の設置</li> <li>・ 供用中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水</li> </ul>
		施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突からのばい煙の排出</li> <li>・ 施設排水等の排出※</li> <li>・ 設備の運転</li> <li>・ 処理残さ等の発生</li> </ul>
		廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物運搬車両の走行</li> </ul>

※本計画施設において、プラント排水及び生活排水は、公共下水道に排水するか、またはクローズド方式を採用し、処理した後施設内で再利用することから公共用水域への排水は行わない。

## 6.2 環境要素の把握

環境に影響が生じる可能性を検討すべき要素（以下、「環境要素」という。）を抽出した。

環境要素は、「山梨県環境影響評価条例等技術指針」に示された環境影響評価の項目を基として、そのほか地域住民から聞き取った意見をふまえて項目の追加を検討し、表 6.2-1 に示すとおり抽出した。

表 6.2-1 環境要素

環境要素の区分		
山梨県環境影響評価等 技術指針に基づく項目	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気汚染
		悪臭
		騒音
		低周波音
		振動
		水質汚濁（水質）
		地下水の水質
		水質汚濁（水底の底質）
		水象
		地盤沈下
		土壌汚染
		地形・地質
		日照障害
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸上植物
		陸上動物
		水生生物
		生態系
	人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観・風景
		人と自然との触れ合い活動の場
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物・発生土
大気汚染物質・水質汚濁物質		
温室効果ガス等		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	
組合が独自に設定する項目*	その他の項目	地域交通

※周辺住民を対象として事業計画の説明を行った際、国道 140 号の渋滞に対する悪影響を懸念する意見が寄せられたことから、環境影響評価指針にはないものの調査項目として独自に追加することとした。